

特定区画などにも耐火二層管 耐火二層管の告示化

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
令和7年国土交通省告示第157号

木材利用促進のための建築基準の合理化等により耐火建築物において火災時に損傷を許容する主要構造部の規定の改定

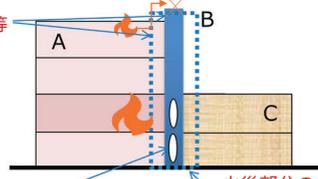
出展：国土交通省

URL: https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-140/02/sankou2-1.pdfを加工して作成

改正概要

○火熱遮断壁等(令第109条の8)(=延焼を遮断できる高い耐火性能の壁や部材で構成されるコア)の基準は、壁等(現行の法第21条第2項第2号、令第109条の7)をベースとして、技術的知見の蓄積を踏まえて合理化

一定範囲を不燃化・突出等による外壁面強化(延焼防止性)



高い耐火性能の壁と防火設備(非損傷性・遮熱性・遮炎性)

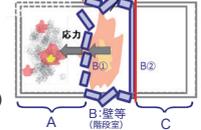
火災部分の倒壊により生じる応力を受けた場合にCに防火上有害な損傷を生じさせない(自立性) Exp.J級面不貫 ※Cに対する延焼は防止

合理化事項①

- 壁等が防火設備である場合の遮熱性要求に係る合理化
→防火設備の周囲を不燃化することで、防火設備の遮熱性に係る要求性能を緩和

合理化事項②

- 壁等の自立性要求に係る合理化
→防火上影響が無い範囲で壁等(B)の一部の倒壊を許容(※従来の壁等は(B)の倒壊は一切認めない)



告示第227号 (火熱遮断壁等)

壁等の構造方法を定める件の一部改正

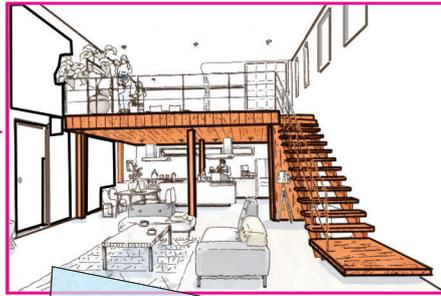
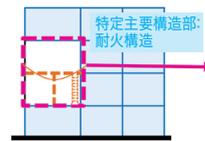
告示第231号 (特定区画)

主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件の一部改正

改正概要(令第108条の3)①

○火災が区画内にとどまることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法としたときに限り、**当該区画において主要構造部の損傷を許容し部分的な木造化を可能とする。**

延焼を防止できる区画内で、中間床や階段等を木造化



【当該部分を区画する床、壁及び防火設備】

- 木材使用量等に応じた長時間の強化防火区画により、区画内の木造部材等が火災により燃焼等した場合区画外や周囲の建築物への延焼を有効に防止できるものとする

※内装制限等は別途規制あり

※要求される具体的性能・仕様は告示にて規定し、告示仕様において木造部分も一定の性能(厚み等)を要求

改正概要

○3000㎡超の大規模木造建築物において**準耐火構造のみで**通常の火災による周囲へ延焼危害を防止できる新たな構造方法を追加する。

告示第284号 (大規模延焼抑止壁等)

建築基準法第21条第2項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件の一部改正

	3000㎡以下	3000㎡超(法第21条第2項)
4階以上 16m超 (法第21条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 耐火構造 火災時倒壊防止構造 	<ul style="list-style-type: none"> ①耐火構造 ②「壁等」により3000㎡超に区画(※改正後は第21条第3項の別様みないで加へ)
3階以下 16m以下	<ul style="list-style-type: none"> 裸木造 防火壁(耐火構造,1000㎡毎) 	<ul style="list-style-type: none"> 追加する新たな構造方法(主要構造部を準耐火構造とする構造方法) 小割の区画により延焼・倒壊を防止(※法第21条第1項(4階以上の木造建築物等規制)を満す構造として平成30年度改正により導入したものを採用) ③周辺危害防止構造 建築物を空間的に二分化する必要があり、設計上の制約が大きい 周囲への放射熱を制御(※外郭の強化、中規模区画により延焼を防止)

耐火二層管の告示化

上記告示にて、耐火二層管が排水管として位置づけられました。(令和7年2月施行)

施工方法、埋め戻し仕様については耐火二層管協会の技術資料 No.13

「火熱遮断壁等・特定区画・大規模延焼抑止壁等貫通部施工マニュアル」をご参照ください。

貫通工法はモルタルもしくはアルカリアースシリケートの充てんとなります。また、防火被覆も貫通する構造の区分に応じて必要となります。特殊な工法となりますのでご注意ください。



耐火二層管協会

<https://www.fdpa.jp/>